ソフトウェア使用規約
(Global Game Jam 2015)

本規約は、株式会社ゼンリン（以下「ゼンリン」という。）が、Global Game Jam 社が 2015 年 1 月 23 日から 2015 年 1 月 25 日まで開催する「Global Game Jam 2015」において、お客様に提供するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の使用条件を定めたものです。お客様は、本ソフトウェアをご使用いただくには、本規約に同意いただく必要があります。本ソフトウェアの使用を申し込む前に、本規約を必ずお読み下さい。本規約に同意いただけない場合は、本ソフトウェアを使用いただくことはできません。なお、お客様が、未成年者等の制限能力者である場合には、保護者（親権者等の法定代理人）等の方の同意を得てから、本規約へ同意してください。本規約へ同意いただいた場合は、法定代理人の同意があったものとみなします。

第１条（許諾条件）

お客様は、ソフトウェアの使用に関し、以下の事項を遵守するものとします。

（１）ゼンリンの指示及びソフトウェアの付属資料・取扱説明書その他ゼンリンが提供するソフトウェアの機能・技術仕様等を記載したドキュメント（ソフトウェア自体に電子的に記録され表示されるものを含む）の記載に従うこと。

（２）方法の如何を問わずソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに準じる行為をしないこと。

（３）本規約で明示的に合意された場合を除き、ソフトウェアの全部又は一部を複製、転記、抽出、加工、改変、翻案（フォーマット変換を含む。以下同じ。）、送信その他の利用をしないこと。

（４）有償・無償を問わず、また、譲渡、使用許諾、送信その他方法及び形態の如何を問わず、ソフトウェア（ソフトウェアの全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）を第三者に利用させないこと。

（５）お客様は、ゼンリンの要求があるときは、ソフトウェアを使用した成果物に、当社指定の著作権表示その他表示を掲載すること。

（６）第（１）号乃至第（５）号のほか、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為をしないこと。

（７）その他お客様及びゼンリン間で合意する事項。

第２条（知的財産権）

１．お客様は、本規約に基づき、ソフトウェアに関する譲渡不能かつ非独占的な使用権のみを取得し、著作権、産業財産権その他いかなる権利も取得しないものとします。

２．ゼンリンは、ソフトウェアの使用期間にかかわらず、お客様が、本規約に基づき、ソフトウェアを使用した結果得られた成果を、可視的な方法で、ゼンリン又はゼンリンの関係会社のホームページ又は会社案内等あらゆる広告宣伝媒体において利用することができるものとします。

第３条（権利帰属）

１．ソフトウェアの著作権その他の権利はゼンリン又はゼンリンに権利を許諾する第三者に留保されるものとします。

２．お客様が、ソフトウェアに関連する発明、考案又は意匠の創作を行い、特許、実用新案又は意匠の出願申請を希望するときは、事前に当該出願に関する取扱いについて両者で協議するものとします。

第４条（お客様の義務）

お客様は、ソフトウェアを本規約の条件に従って使用・管理し、ゼンリンから請求されたときは速やかにゼンリンが請求する事項を報告するものとします。

第５条（保　証）

１．ゼンリンは、ソフトウェアに関して不具合、瑕疵等がないこと及びお客様によるソフトウェアの使用目的、使用環境に適合することを保証するものではないものとします。

２．ゼンリンは、お客様のソフトウェアの使用に伴い、お客様又は第三者に発生した損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第６条（秘密保持義務）

お客様は、ゼンリンの書面による事前の承諾なき限り、ゼンリンから開示された情報を秘密に保持し、公開又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとします。

第７条（賠　償）
お客様は、本規約に違反した場合、直ちにソフトウェアの通常販売価格に相当する金額（当該通常販売価格の設定がない場合は、ゼンリンの定める金額）を違約金としてゼンリンに支払うものとします。この場合においても、ゼンリンは、お客様の違反によって損害を被ったときは、別に損害賠償を請求することができるものとします。なお、当該違約金及び損害賠償の定めは、次条の使用承認の取り消しの如何にかかわらず適用されるものとします。

第８条（使用承認の取消）
ゼンリンは、お客様が本規約の定めに違反した場合には、ソフトウェアの使用承認（以下「使用承認」という。）を取り消すことができるものとします。

第９条（返　還）
１．お客様は、使用期間が満了又は使用目的が終了若しくは消滅又は使用承認が取り消されたときは、直ちにソフトウェア及びその付属資料並びにそれらの全部又は一部の複製物を全て廃棄・消去するものとします。
２．使用期間が満了し又は使用目的が終了若しくは消滅又は使用承認が取り消されたときといえども、第２条、第３条、第５条乃至第７条及び第 11 条の各規定の効力は有効に存続するものとします。

第 10 条（規約の意義）
本規約は、ソフトウェアをお客様が使用することに関する一切の事項に適用されるものとします。

第 11 条（裁判管轄）
本規約に関するお客様及びゼンリン間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以　上